

別記

認可申請書様式（第2条関係）

組織変更認可申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

生産森林組合の名称及び主たる事務所の所在地

名称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏名

住所

認可地縁団体への組織変更について認可を受けたいので、森林組合法第100条の22第1項の規定により、別添書面を添えて申請します。

（別添書面）

- 1 組織変更計画（森林組合法（以下「法」という。）第100条の20第1項の組織変更計画をいう。2において同じ。）の内容を記載した書面又はその謄本
- 2 組織変更計画を承認した総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面
- 3 最終事業年度（各事業年度に係る法第九十八条の九第一項に規定する貸借対照表につき同条第六項の承認を受けた場合における当該各事業年度のうち最も遅いものをいう。以下同じ。）に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあっては、その旨を記載した書面）
- 4 法第100条の24において読み替えて準用する法第66条第2項の規定による公告及び催告（同条第3項の規定により公告を官報のほか法第8条の2第2項の規定による定款の定めに従い同項第2号又は第3号のいずれかに掲げる公告の方法によりする場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、法第100条の24において準用する法第67条第2項の規定により当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は組織変更（法第100条の20第1項に規定する組織変更をいう。）をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 5 組織変更後認可地縁団体（法第100条の20第2項第1号に規定する組織変更後認可地縁団体をいう。6において同じ。）の規約となるべきもの
- 6 組織変更後認可地縁団体の構成員となるべき者の名簿
- 7 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書面
- 8 法第100条の20第2項第7号の日について変更があったときは、その変更を証する書面
- 9 その他参考となるべき事項を記載した書面